

角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和6年角田市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(事業内容の軽微な変更)

第3条 条例第9条第2項ただし書及び条例第10条第2項ただし書に規定する規則に定める事業の内容の変更が軽微なものは、再生可能エネルギー発電設備の発電出力の縮小のほか、市長が認める軽微な変更とする。

(事業者への意見の申出)

第4条 住民等は、条例第9条第4項の規定により意見を申し出るときは、説明会（同条第1項又は同条第2項に規定する説明会をいう。以下同じ。）が開催された日の翌日から起算して14日以内に、住民等意見書（様式第1号）を事業者へ提出するものとする。

2 事業者は、前項に規定する住民等意見書の提出があったときは、条例第9条第5項の規定による見解書（様式第2号）を作成し、当該提出を受けた日の翌日から起算して14日以内に、住民等へ通知の上、協議を行うものとする。

3 事業者は、前項の見解書を提出したときは、対応状況報告書（様式第3号）により、条例第10条に規定する協議の際に市長へ報告しなければならない。

(協議の届出)

第5条 事業者は、条例第10条第1項の規定による協議を行うときは、再生可能エネルギー発電事業協議書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第5号）

(2) 説明会報告書（様式第6号）

(3) 再生可能エネルギー発電事業確約書（様式第7号）

(4) 事業者が土地所有者等と異なる場合は、土地所有者等の同意書（様式第8号）

(5) 別表に定める書類

2 事業者は、条例第10条第2項の規定による変更の協議を行うときは、再生可能エネルギー

ギー発電事業変更協議書（様式第9号）に、前項に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 事業者は、前2項の協議書について正副2通を作成し、市長に提出しなければならない。
（同意の通知）

第6条 市長は、条例第11条の規定による同意の可否を決定したときは、再生可能エネルギー発電事業（変更）同意（不同意）通知書（様式第10号）により事業者へ通知するものとする。

2 条例第11条第4項の規定による届出は、同意の条件に係る対応措置届出書（様式第11号）により行うものとする。
（着手等の届出）

第7条 条例第12条の規定による着手等の届出は、工事（着手・完了・中止・再開）届出書（様式第12号）により行うものとする。
（地位の承継）

第8条 条例第13条の規定による地位の承継の届出は、事業承継届出書（様式第13号）に承継したことが分かる書類を添えて、市長に提出するものとする。
（保守点検等に関する報告）

第9条 条例第14条の規定による報告は、事業状況報告書（様式第14号）により行うものとする。
（事業終了の届出）

第10条 条例第16条の規定による事業終了の届出は、事業終了届出書（様式第15号）に再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分に係る工程表その他関係書類を添えて、市長に提出するものとする。
（立入調査の身分証明書）

第11条 条例第17条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第16号）とする。
（助言、指導又は勧告）

第12条 条例第18条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導通知書（様式第17号）により行うものとする。

2 条例第18条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第18号）により行うものとする。
（公表）

第13条 条例第19条第1項の規定による公表は、角田市公告式条例（昭和30年角田市条例第1号）に定める掲示板への掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

（弁明の機会）

第14条 条例第19条第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通知書（様式第19号）により行うものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、前条の公表に係る弁明をしようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、公表に係る弁明書（様式第20号）により行うものとする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 書類の種類 | 備考 |
|------------------------------|------------------------------------|
| 1 法人の登記事項証明書の写し | 事業者が法人の場合 |
| 2 住民票抄本の写し | 事業者が個人の場合 |
| 3 位置図及び現況写真 | |
| 4 公図の写し | 事業区域に係る範囲 |
| 5 土地の登記事項証明書の写し | 事業区域に係る範囲 |
| 6 土地利用計画図（配置図） | 縮尺1000分の1以上 |
| 7 土地造成計画平面図 | 縮尺1000分の1以上 |
| 8 土地造成計画縦断図 | 縮尺縦100分の1以上、横1000分の1以上 |
| 9 土地造成計画横断図 | 縮尺100分の1から200分の1まで |
| 10 建築物又は工作物の設計図 | 平面図、立面図、断面図 |
| 11 流量計算書 | |
| 12 排水計画図 | 平面図、断面図 |
| 13 排水施設構造図 | |
| 14 排水に係る放流承諾書 | |
| 15 事業影響予測図 | 事業に伴う周囲への影響範囲の予測図面（騒音、振動、電磁波、反射光等） |
| 16 工事施工方法書（計画書） | 作業方法及び工法を示した図書 |
| 17 工事実施体制表 | 施主、工事施工者、施工管理者等を示した図書 |
| 18 他法令等による許認可等を受けている場合は、その写し | |
| 19 保守点検（維持管理）計画書 | |
| 20 保守点検（維持管理）費用及び廃棄等費用積立計画書 | |
| 21 その他市長が必要と認める書類 | |